

平成 27 年 10 月 21 日

加賀市議会

議長 高 辻 伸 行 様

総務委員会

委員長 宮 崎 護

「加賀市ポイ捨て等のない美しいまちづくりの推進に関する条例」
の検証結果について（報告）

平成 24 年 12 月に議会で制定しました「加賀市ポイ捨て等のない美しいまちづくりの推進に関する条例」については、施行から約 3 年が経過しました。

このたび、所管委員会である本委員会において、この条例の 3 年間の成果や新たに生じた問題点などについて検証作業を実施しました。

検証は、逐条ごとに当局から取り組み実績を聞き、委員から質問や意見を述べ、又は問題点などを指摘し、当局がそれに対して回答や方針などを述べるといった方法で行いました。

その検証結果について、下記のとおり取りまとめましたので報告いたします。

記

1. 看板の設置について（第 4 条第 3 項）

不法投棄禁止を呼び掛ける看板の貸し出しを行っているとのことであるが、貸出要請に応えられるような準備ができていないかについては、直近の貸与傾向を踏まえて製作しているので十分対応ができていないとのことである。

また、飼い犬などのふんの放置、空き缶や吸い殻などのポイ捨ても依然として目立っている現状にあることから、それらの禁止を呼び掛ける看板の製作が必要でないかについては、「ふんの放置禁止」や「ポイ捨て禁止」の看板を新たに製作し、不法投棄の看板と同様、町内会への貸し出し制度にするとの回答であり、来年度予算計上していくとのことである。

2. 自主活動の推進について（第 5 条第 2 項）

各地区それぞれで各種団体がごみ拾いなどの清掃を自主的に行っており、この活動をより一層活発化させ、市民一人ひとりのポイ捨て等防止への意識向上を図る必要がある。

市としてこれらの活動を推進させ、バックアップをしていくには、模範とすべき活動を広報等で紹介するなどして意識啓発を図るべきであるとの意見に対して、

市全体の活動を全て把握するのは難しい。広報で紹介することは考えていくが、表彰制度については条文上明記されているが、実施していない。

また、この10月をポイ捨て等防止推進月間と定め、各種活動を行っていくこととしているとのことである。

3. ポイ捨て等に対する意識啓発について（第7条）

条例の基本理念として、「美しいまちづくりの推進は、市民一人ひとりが自らの住むまちに愛着を持ち、周囲の人々を思いやる心を育む社会的気運を醸成しながら、行われなければならない。（第3条）」と定めている。

ポイ捨て等に対する市民一人ひとりの意識の醸成が重要であることから、継続した情報発信や環境美化教育を進めるべきであるとの意見に対して、これまでポスターやチラシ、ポケットティッシュを作成し、配布等を市内の中学生の協力を得て実施してきたが、今後も継続して実施するとともに、企業やコンビニなどにもポイ捨て防止ポスターの掲示を依頼し、啓発活動を行うとのことである。

また、看板の設置や道路シールなどにより、啓発を行うとともにその効果を検証したいとのことである。

更に、今年度は、観光客に対する周知を推し進めるために、旅館と連携した啓発活動や、駅周辺・循環バス内での音声放送などを行うとのことである。

4. ポイ捨て等防止重点区域箇所の拡大について（第15条）

本条例の策定時に、とりあえず重点区域として加賀温泉駅周辺を指定し、段階的に山代、山中、片山津の各総湯周辺へと拡大する予定であった経緯がある。

未だ加賀温泉駅周辺のみで、拡大がなされていないことに対して、啓発指導員の確保や経費など予算上の問題があることは理解するが、罰することが目的ではなく、あくまで罰則があるということを周知することによって、ポイ捨て等が抑制されるという効果があると思うので、重点区域を増やすべきだとの意見に対しては、上記3のとおり看板の設置や道路シールなどによるポイ捨て等抑制の効果の検証結果をふまえ、今後検討していくとのことである。

以上4点が主な論点であり、今後の当局の取り組み状況を見守っていかねばならないが、美しいまちづくりの実現は、観光都市加賀市において必要不可欠であることから、議会としても、更なる検証や提言などを行っていくべきである。

（参考資料）別添「加賀市ポイ捨て等のない美しいまちづくりの推進に関する条例」の検証（総務委員会）

◎「加賀市ポイ捨て等のない美しいまちづくりの推進に関する条例」の検証（総務委員会）

条 文	実 績	総務委員会の意見	当局の見解等	検 証 結 果
<p>(目的) 第1条 この条例は、観光都市である本市におけるポイ捨て、飼い犬等のふんの放置及び路上喫煙等のない美しいまちづくり(以下「美しいまちづくり」という。)について、基本理念を定め、並びに市、市民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、美しいまちづくりを推進するための基本となる事項等を定めることにより、市、市民等及び事業者が一体となって美しいまちづくりを総合的に推進し、もって良好な生活環境の確保に資することを目的とする。</p>				
<p>(用語の意義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 市民 市内に住所を有する者をいう。 (2) 市民等 市民及び市内に滞在し、又は市内を通過する者をいう。 (3) 事業者 市内において事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。 (4) ポイ捨て たばこの吸い殻及び空き缶、空き瓶、ペットボトルその他の飲食物等の容器、チューインガムのかみかす、紙くず、プラスチックくずその他これらに類する物で容易に捨てることのできるものを回収容器及び定められた場所以外の場所にみだりに捨てることをいう。 (5) 飼い犬等 自己が所有し、又は管理する犬及び猫をいう。 (6) 路上喫煙等 他人の身体及び財産を害するおそれ又は子どもその他の喫煙をしない市民等が他人のたばこの煙を吸わされるおそれのある喫煙で、道路等の公共の場所におけるものをいう。 (7) 喫煙 火の付いたたばこを吸うこと又は持つことをいう。ただし、道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車(同法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車を除く。)の車内においてこれらの行為を行うことを除く。 (8) 道路等の公共の場所 道路、公園、広場その他の屋外の公共の用に供する場所及びこれらに準ずるものとして市長が規則で定める場所(これらを管理する権限を有する者が設置し、又は設置を許可した灰皿その他これに類する設備が設けられた場所を除く。)をいう。</p>				
<p>(基本理念) 第3条 美しいまちづくりの推進は、市民一人ひとりが自らの住むまちに愛着を持ち、周囲の人々を思いやる心を育む社会的気運を醸成しながら、行われなければならない。</p>				
<p>2 美しいまちづくりの推進は、市、市民等及び事業者がそれぞれの役割を認識し、これらの者の相互の理解と連携のもとに、協働して行われなければならない。</p>				
<p>(市の役割) 第4条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、美しいまちづくりの推進を図るために、必要な施策を策定し、及び実施しなければならない。</p>	<p>H25年度 7/27 加賀高校生徒、東和中学校生徒によるポイ捨て等防止啓発活動(アビオンシティ加賀で啓発用ティッシュ配布) 9/1 加賀温泉駅前清掃 加賀高校生徒、東和中学校生徒によるポイ捨て等防止啓発活動(加賀温泉駅前広場で啓発用ティッシュ配布) 9/5 各種団体女性連絡協議会によるポイ捨て等防止啓発活動(イオン加賀の里店で啓発用ティッシュ配布) 9/ ポイ捨て等防止の啓発記事を広報9月号に掲載 10/ ライオンズクラブの清掃活動を広報10月号に掲載 11/3 加賀温泉駅前清掃の感想を広報11月号に掲載 11/ エコフェスタでポイ捨て等防止啓発活動 H26年度 9/7 加賀温泉駅前清掃 加賀温泉駅前とアビオンシティ加賀でポイ捨て等防止啓発活動(啓発用ティッシュ配布。以下同じ) 12/10 大聖寺パロー前でポイ捨て等防止啓発活動 12/11 マルエー片山津店でポイ捨て等防止啓発活動 12/12 マルエー大聖寺店、山中店、動橋店でポイ捨て等防止啓発活動 12/15 Aコープ山代桔梗丘店でポイ捨て等防止啓発活動 12/ 全町内会(282)、公共施設(29)、駅前事業所(63)にポスター配布(374件)</p>			
<p>2 市は、基本理念にのっとり、ポイ捨て、飼い犬等のふんの放置及び路上喫煙等の防止(以下「ポイ捨て等の防止」という。)の必要性について、市民等及び事業者の意識の高揚に努めなければならない。</p>	<p>上に同じ</p>			

◎「加賀市ポイ捨て等のない美しいまちづくりの推進に関する条例」の検証（総務委員会）

条 文	実 績	総務委員会の意見	当局の見解等	検 証 結 果
<p>3 市は、この条例の目的を達成するため、財政上の措置その他必要な措置を講じるものとする。</p>	<p>H25年度 決算額 1,991千円 ・ポイ捨て等防止条例推進事業費 （啓発用ティッシュ購入、啓発用看板作製、啓発用たすき・のぼり旗作成、啓発用ポスター・重点区域周知用ポスター印刷、指導員の啓発用ベスト作成、ごみ回収用トンク購入、啓発用広報折込チラシ印刷、重点区域路面表示設置、柱巻公告設置、シルバー人材センター啓発業務委託） H26年度 決算額 503千円 ・ポイ捨て等のない美しいまちづくり推進費 （啓発用チラシ印刷、啓発用ティッシュ購入、啓発用広報折込チラシ印刷、ポイ捨て重点区域等調査・啓発業務） H27年度 予算額 334千円 ・ポイ捨て等のない美しいまちづくり推進事業 （温泉駅前清掃消耗品購入、啓発用ティッシュ購入、ポイ捨て防止ポスター印刷、ポイ捨て防止重点区域等調査・啓発業務、シルバー人材センター業務委託）</p>	<p>・年々予算が減っているが、ポイ捨てへの意識啓発が大切である。市民等の意識をどんどん拡大していくためには、ポケットティッシュ配りよりも、重点区域に指定して罰則がある旨の立て看板を設置することが効果的ではないか。（稲垣副委員長）</p> <p>・不法投棄禁止看板の貸出について、在庫が不足するようなことはないか。（宮崎委員長）</p>	<p>・不法投棄の多い路上等については、町内会からの申し出により「不法投棄防止看板」を貸し出し、設置していただいている（年間約20本を新規貸し出し）。</p> <p>・不法投棄の看板については、直近の貸与傾向をふまえた数を年度当初に製作しているため、在庫が不足したことはない。</p> <p>・看板の設置には、費用等の確保だけでなく、観光都市であることの景観への配慮や、設置地域の住民等の理解、設置後の適切な管理等が必要であり、効果的な場所の選定等も含めて検討していきたいと考えている。</p> <p>・不法投棄の看板はあるが、ポイ捨て等の看板はないので、今後製作を考えたい。ただし、看板が乱立しないよう、設置場所及び管理は町内会が行う。（来年度予算計上）</p>	<p>不法投棄禁止を呼び掛ける看板の貸出を行っているとのことであるが、貸出要請件数に不足することがないよう準備すべきである。</p> <p>また、飼い犬等のふんの放置やポイ捨ても同様に目立っている現状があることから、それらの禁止を呼び掛ける看板の製作について、今後予算装置を講じ検討していくべきである。</p>
<p>（市民等の役割） 第5条 市民等は、基本理念にのっとり、本市が実施する美しいまちづくりの推進を図るための施策に協力するよう努めるものとする。</p>	<p>H25年度 9/1 加賀温泉駅前清掃 団体や町内会が実施する清掃に、ボランティア袋を支援 （ボランティア袋の申請数 49団体 2,680枚） H26年度 9/7 加賀温泉駅前清掃 団体や町内会が実施する清掃にボランティア袋を支援 （ボランティア袋の申請数 48団体 2,810枚） H27年度 10/ 加賀温泉駅前清掃（予定）</p>			
<p>2 市民は、基本理念にのっとり、その居住する地域において、ポイ捨て等の防止の必要性について、連帯意識の醸成を図るとともに、良好な生活環境の確保に資する自主的な活動に努めるものとする。</p>	<p>町内清掃（子ども会や老人会等による道路ポイ捨てごみ拾い）等の活動 （活動団体数は、把握していない）</p>	<p>・市内全域で各地区それぞれ清掃活動等を行っている。実績として挙げてほしい。（吉江委員）</p>	<p>・自主的な活動であり、市で全てを把握することは困難な状況であるが、自主的な活動で模範とすべきものがあれば、広報等で紹介することも検討したいと考えている。</p>	<p>各地区それぞれ各種団体がごみ拾い等の自主活動を行っているが、この活動をより一層活発化させ、市民一人ひとりのポイ捨て等への意識の向上に努める必要がある。</p> <p>市としてこの活動を推進、バックアップをしていくには、模範とすべき活動を広報等で紹介するなど、市民一人ひとりの意欲増進を図るべきである。</p>
<p>（事業者の役割） 第6条 事業者は、基本理念にのっとり、本市が実施する美しいまちづくりの推進を図るための施策に協力するよう努めるものとする。</p>	<p>H25年度 9/1 加賀温泉駅前清掃 6/16 クリーンビーチinかがへの参加 H26年度 9/7 加賀温泉駅前清掃 6/15 クリーンビーチinかがへの参加</p>			
<p>2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、ポイ捨て等の防止の必要性について、市民等及び従業員に対する意識の啓発に努めるとともに、良好な生活環境の確保に資する自主的な活動に努めるものとする。</p>	<p>北陸銀行職員による職場近辺の清掃活動 日産加賀店等の8号線沿いのポイ捨てごみ拾い 加賀農業協同組合、シルバー人材センターのポイ捨てごみ拾い（毎年実施している） （他の団体の活動は把握していない）</p>			
<p>（推進活動） 第7条 市は、市民等、事業者、関係団体等と協働して、美しいまちづくりの推進に関し、次に掲げる活動を行うものとする。 (1) 市民等及び事業者の意識の高揚を図ること。 (2) 市民等及び事業者の自主的な活動を促進するための施策を企画し、及び実施すること。 (3) その他市長が必要があると認める活動</p>	<p>H26年度 ポスター、チラシを作成し、市民・関係団体等に配布 ・チラシ配付 全戸配布（広報かがに折り込み） ・ポスター掲示 町内会（282町） 加賀温泉駅周辺事業所（63件） 公共施設（29件）（出張所、総湯、市民会館他） ポイ捨て等防止を呼び掛ける街頭啓発活動を加賀温泉駅前及び市内スーパーマーケット前等にて実施（市内中学生による啓発用ティッシュの配布）</p>	<p>・重点区域の指定も必要だが、区域に限らず、みんながどこでもポイ捨てをしてはいけないという意識の醸成が重要である。そのためには継続した情報発信や教育をしていかなければならない。（新後委員）</p>	<p>・10月のポイ捨て等のない美しいまちづくり推進月間に、市内各地で街頭啓発キャンペーンを実施する。このキャンペーンには各地区の中学生に参加してもらい、啓発活動を通じて美しいまちづくりへの関心と意識を高めてもらうことも目的の一つとしている。</p> <p>・今後は市民や団体等と協働しながら幅広く啓発活動を行える方法を検討し、市民の意識の高揚と観光客への周知啓発に努めていきたいと考えている。</p> <p>関係団体と協議しながら、今年度実施を考えているのは、 ①観光客への周知で、旅館に働きかける。 ②駅周辺や市内循環バス等において、市内全域がポイ捨て禁止である旨の音声放送等を流し、主に観光客に向けて、周知・協力を呼びかける。</p> <p>来年度予算計上し実施を考えているのは、 ③企業、学校、コンビニに「ポイ捨て防止」ポスターの掲示を依頼する。</p> <p>また、予算措置が必要な上効果が薄いのではと考えるが、案として、 ④自主的にポイ捨て等防止啓発活動に取組む団体を募集し、支援を行う（物品貸与等） ⑤市内小中学校にポイ捨て等防止ポスターや標語を募集する。優秀作品については、ポスター・チラシ等にして広く配布するほか、応募作品の展示等を行う。</p>	<p>本条例の基本理念として、「第3条 美しいまちづくりの推進は、市民一人ひとりが自らの住むまちに愛着を持ち、周囲の人々を思いやる心を育む社会的気運を醸成しながら、行われなければならない。」とされており、ポイ捨て等防止重点区域に限らず、ポイ捨て等に対する市民一人ひとりの意識の醸成が重要であることから、継続した情報発信や教育を進めるべきである。</p> <p>これまで、ポスターやチラシ、ポケットティッシュの作成・配布等をしてきたが、より積極的な意識啓発活動、また市民のみならず観光客への周知をも推し進めるため、旅館との連携や駅周辺、循環バス内での音声放送など、活発な意識啓発活動に努めるべきである。</p>
<p>（推進月間） 第8条 市は、市民等、事業者、関係団体等と協働して、美しいまちづくりを推進するため必要な推進月間を定めるものとする。</p>	<p>H27年度 本年度から、毎年10月の1か月間を推進月間として指定する予定</p>			

◎「加賀市ポイ捨て等のない美しいまちづくりの推進に関する条例」の検証（総務委員会）

条 文	実 績	総務委員会の意見	当局の見解等	検 証 結 果
<p>(援助) 第9条 市長は、美しいまちづくりの推進を図るため必要があると認めるときは、市民、事業者及びこれらの者で構成する団体に対し、技術的な援助をし、又は予算の範囲内において、財政的な援助をすることができる。</p>	<p>H27年度 今後、啓発活動や清掃を行う団体への助成制度設立に向けて検討予定</p>			
<p>(表彰) 第10条 市長は、美しいまちづくりの推進に著しく貢献した者を表彰することができる。</p>	<p>実績なし</p>			
<p>(国等への要請) 第11条 市長は、必要があると認めるときは、国、県その他公共団体に対し、美しいまちづくりの推進について協力を要請するものとする。</p>	<p>実績なし</p>			
<p>(ポイ捨ての禁止) 第12条 市民等は、ポイ捨てをしてはならない。</p>	<p>別紙参照</p>			
<p>(飼い犬等のふんの放置の禁止) 第13条 市民等は、飼い犬等を連れてくる場合に当該飼い犬等がふんをしたときは、当該ふんをみだりに放置してはならない。</p>	<p>別紙参照</p>	<p>・重点区域と3温泉のポイ捨て調査比較表について、調査時間がそろっていないものをグラフにしても比較資料にならないので、調査条件と結果を分けた資料を提示してほしい。(稲垣副委員長)</p>	<p>別紙(「ポイ捨て等防止重点区域等」における禁止行為の調査)を作成いたしました。</p>	
<p>(路上喫煙等の制限) 第14条 市民等は、この条例の目的に反して路上喫煙等をしないよう努めなければならない。</p>	<p>別紙参照</p>			
<p>(ポイ捨て等防止重点区域の指定) 第15条 市長は、特にポイ捨て等の防止の必要があると認める場所をポイ捨て等防止重点区域(以下「重点区域」という。)として指定することができる。</p>	<p>H25年度 5/ JR加賀温泉駅前のポイ捨てごみ等の調査 6/7 加賀温泉駅前のポイ捨て等防止重点区域の指定にかかる意見聴取(～7/5まで) 6/7 周辺事業者への重点区域案の説明会(アビオシティホール) 6/21 環境保全審議会にポイ捨て防止重点区域の指定について諮問 7/1 ポイ捨て等防止重点区域の指定に係る市民意見公募(～7/16) 9/2 加賀温泉駅前をポイ捨て等防止重点区域に指定(環境保全審議会から答申) 11/14 重点区域指定告示PR活動について産業建設委員会で説明 11/29 ポイ捨て等防止重点区域の路面表示 12/1 ポイ捨て等防止重点区域の指定(告示) 市長・議長・加賀温泉駅職員等によるポイ捨て防止重点区域指定PR活動 12/2～4 ポイ捨て等防止重点区域指定告示PR活動 12/13 ポイ捨て防止重点区域柱巻表示設置 12/ ポイ捨て等防止重点区域周知用ポスターを全町内会に配布(区長宛) 翌1/21 環境課職員6名をポイ捨て等防止啓発指導員に任命 1/27 ポイ捨て等防止重点区域における啓発業務(チラシ配布、ごみの調査)をシルバー人材センターに委託 3/1 ポイ捨て等防止重点区域における違反者への過料適用開始 3/ ポイ捨て等防止重点区域啓発指導</p>	<p>《重点区域の拡大》 ① 加賀市全体を重点区域にしてほしいという声もある。意識啓発のためにも重点区域をどんどん増やすべき。重点区域に指定される地域の住民は、反対しないだろう。(稲垣副委員長) ② 加賀温泉駅を起点とする、山代、片山津、山中へつながるそれぞれの基幹道路の重点区域の追加(林委員) ③ 道路や公共の場所のポイ捨て防止を強調するような文言の追加(宮崎委員長) ・例えば、道路管理の建設部と環境美化の市民生活部との役割分担を明確にするよう庁内体制・連携の強化(宮崎委員長)</p>	<p>・重点区域については、ポイ捨て等禁止区域として継続的に管理していく必要がある。そのため、地元住民が主体となって重点区域を管理していく体制を構築し、重点区域の拡大について検討していきたいと考えている。 (案) ①市から地域全体へ住民主体の美しいまちづくりを働きかける ②美しいまちづくりに取り組む住民組織の立上げを促進する。 ③住民組織からの重点区域指定に向けた申出(陳情)を受ける。 ④条例第15条第2項を簡略化し、指定区域を積極的に拡大する。 ⑤住民組織の啓発活動等を支援する。 ・市内三温泉へつながる基幹道路については、道路管理を行う建設部と連携した上で、先進自治体の事例を研究しながら検討していきたいと考えている。 【課題】 違反者に対する指導事務を行えるのは、市長が任命する「ポイ捨て等防止啓発指導員(以下「指導員」という)」であるが、不特定者への指導等により、身の危険を伴う可能性があることや、現金を取り扱う必要があることなどから、正規職員以外を任命することができず、現在は環境安全課生活環境係職員が任命されている。 ただし、通常の生活環境業務との兼ね合いにより、重点区域の巡回等を十分に行えない状況となっている。 そのため、今後、指導員のあり方についても検討が必要であると考えている。 ・基幹道路の重点区域指定については、啓発指導に係る職員の人件費、看板設置に係る場所、経費等で予算的に厳しい。</p>	<p>本条例制定時、段階的に市内全域(特に山代、山中、片山津の各温泉地区)をポイ捨て等防止重点区域に指定する予定であった経緯をふまえ、また重点区域に指定されると、罰則が科される旨について情報発信できることから、意識啓発に対しても効果的であると考えている。 重点区域の取り締まりを考えると、職員が対応しきれないのではないかと不安もあるとのことであるが、罰することが目的ではなく、あくまで罰則があるということを周知することでポイ捨て等を抑制していく効果を図るものである。そのため、今後は重点区域を拡大・増加させていくべきである。</p>
<p>2 市長は、重点区域を指定しようとするときは、あらかじめ、当該区域に関係する住民、団体及び行政機関の意見を聴かなければならない。</p>	<p>H25年度 6/7 加賀温泉駅前のポイ捨て等防止重点区域の指定にかかる意見聴取(～7/5まで) 11件の意見聴取あり 6/7 周辺事業者への重点区域案の説明会(アビオシティホール) 7/1 ポイ捨て等防止重点区域の指定に係る市民意見公募(～7/16)</p>			
<p>3 市長は、前項の意見を聴取した後に、加賀市民の環境及び安全を守る条例(平成17年加賀市条例第142号)第18条に規定する加賀市環境保全審議会に諮問し、その意見を求めなければならない。</p>	<p>H25年度 6/21 環境保全審議会にポイ捨て防止重点区域の指定について諮問 9/2 環境保全審議会から温泉駅前をポイ捨て防止重点区域に指定が妥当と答申</p>			
<p>4 市長は、重点区域を指定したときは、その旨及び区域を告示しなければならない。</p>	<p>・平成25年12月1日告示</p>			
<p>5 市長は、必要があると認めるときは、重点区域を変更し、又はその指定を解除することができる。</p>	<p>・重点区域の変更又は指定解除は行っていない</p>			
<p>6 第2項及び第3項の規定は、前項の重点区域の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)又は指定の解除について、第4項の規定は、前項の重点区域の変更又は指定の解除について、それぞれ準用する。</p>				

◎「加賀市ポイ捨て等のない美しいまちづくりの推進に関する条例」の検証（総務委員会）

条 文	実 績	総務委員会の意見	当局の見解等	検 証 結 果
<p>(施策の重点実施) 第16条 市長は、重点区域において、ポイ捨て等の防止のため、必要な施策を重点的に実施するものとする。</p>	<p>H26年度 1/ シルバー人材センターに重点区域のポイ捨て等状況の調査・啓発業務を委託 3/ 啓発指導員による啓発指導を実施 9/7 市・市民等・事業者が協働し、温泉駅前清掃を実施 通行人にポイ捨て等防止を呼び掛ける啓発キャンペーン(ティッシュ配り)を実施(加賀温泉駅前、アビオシティ加賀前)</p>			
<p>(重点区域における路上喫煙等の禁止) 第17条 市民等は、重点区域において、路上喫煙等をしてはならない。</p>				
<p>(指導、勧告又は命令) 第18条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、原状回復、違反の是正その他必要な措置を講ずるよう指導又は勧告を行うことができる。 (1) 第12条の規定に違反し、重点区域においてポイ捨てをした者 (2) 第13条の規定に違反し、重点区域においてふんを放置した者 (3) 前条の規定に違反し、路上喫煙等をした者</p>	<p>H25年度 1/ 環境課(現環境安全課)職員6名を啓発指導員として任命 3/ 啓発指導員による啓発指導を実施 H26年度 1/ 環境課(現環境安全課)職員1名を新たに啓発指導員として任命</p>			
<p>2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その勧告に係る措置を執ることを命ずることができる。</p>	<p>実績なし</p>			
<p>(加賀市行政手続条例の適用除外) 第19条 前条第2項の規定による命令については、加賀市行政手続条例(平成17年加賀市条例第13号)第3章の規定は、適用しない。</p>				
<p>(委任) 第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>				
<p>第21条 第18条第2項の規定による命令に違反した者は、10,000円以下の過料に処する。</p>	<p>平成26年3月から、違反者に1,000円の過料を適用(現在までに過料を科した者はいない。)</p>			